働く妊婦・事業主のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、<u>男女雇用機会均等法に基づく母性健康</u>管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定しました。

▶▶母性健康管理措置とは

● 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウ イルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
- 本措置の対象期間は、<u>令和2年5月7日~令和3年1月31日</u>(※)です。 (※)新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例:感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業)



主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため母健連絡カード (母性健康管理指導事項連絡カード)を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された 主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- ●妊娠中の通勤緩和
- ●妊娠中の休憩に関する措置
- ●妊娠中又は出産後の症状等に関する措置(作業の制限、勤務時間の短縮、休業等)

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、 主治医等からの指導がなくても請求できます(労働基準法)。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト 「女性にやさしい職場づくりナビ」 **ロ**ば

https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/



職場における妊娠中の女性労働者等への 配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 11067.html





新型コロナウイルス感染症に関する 母健連絡カードの活用方法

0

保健指導・健康診査 を受ける 妊娠中の 女性労働者 8

8

母健連絡カードを提出し、 措置を申し出る



主治医等

(健康診査等を行う 医師、助産師)

2

母健連絡カードに 指導事項を記載する



産業保健スタッフ等相談・助言

人事労務担当者 <u>管理者</u>等

企業 (事業主)

4

指導事項に基づき、 必要な措置を講じる 措置の具体的な内容は、 産業医等の助言に基づき、 女性労働者と話し合って 定めることが望ましいも のです。

産業医

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置が必要な場合には、 主治医等がカード裏面の「特記事項」 の欄に指導内容を記入します。

(記入例)

新型コロナウイルス感染症の感染のおそれの低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業)の措置を講じること。

▶▶ 母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。

	唯	杖	*	指導項目	標準措置
	静脈症 症状が著しい場合			長時間の立作業。同一姿勢を強制される	
妊娠中に かかりやす い病気	缩	症状が著しい場合			業の制限又は横になっての休憩
	器保住	腫瘍症 症状が萎しい場合			長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、 同一姿勢を強制される作業の制選
	解說 其		H Œ		負担の大きい作業、長時間作業場所を離れ ることのできない作業、寒い場所での作業 の制限
			東位		休業(入院加修)
S-Riyazani (No.)					必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は 動程時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、利 に慎重な管理が必要
産後の回復不全		H G		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の 短期	
		2.0		休事(自宅疫養)	
3. 上記2の	豊富が必	要な期	関けてください。)	4. € Ø	記入してください。 他の指導準項 が必要である場合は○を付けてください。)
3. 上記2の) (高面の子) 1週間(月	音響が必 定期間に 日 ~	更な期 〇を作	関 けてください。) 日)	4. その (陽重) 妊娠中	他の指導準項 が必要である場合は〇を付けてください。) の連動緩和の措置
3. 上記2の) (当面の予 1週間(月 2週間(月	き継が必 定期間に 日 ~	要な期 〇を付 - 月	関 けてください。) 日)	4. その (陽重) 妊娠中	他の指導事項 が必要である場合はOを付けてください。)
3. 上記2の) (当面のチ 1週間(月 2週間(月 4週間(月	き継が必 定期間に 日 ~	要な期 〇を付 - 月	関 けてください。) 日)	4. その (陽重) 妊娠中	他の指導準項 が必要である場合は〇を付けてください。) の連動緩和の措置
3. 上記2の7 (楽蔵) 月 (楽蔵) 月 (楽蔵) 月 (新文) 月 (秋入上の注意) (1) (4. その (秋入上の注意) (4. その (2) (4. その (2) (4. その (2) (4. その	意識が必定期間に 日 へ 日 へ	要な期 〇を付 - 月 - 月 - 月	関 けてください。) 日) 日))) 技術中の連動機和の 技術中の体験に関 をご配入下さい。	4. その (務置 致護中 好護中	他の指導事項 が必要である場合は〇世付けてください。) の推進経和の関連 の快楽に競する措置 の代表に関する措置 と連携の支援性変更が開業経過の状況にかんがり、 作者の状況をが発展が表示なんがり、 作者の状況を対象を使用されたがり、 作者の状況を対象を使用されたがり、 作者の状況を対象を使用されたがり、 作者の状況を対象を使用されたがり、 作者の状況を対象を使用されたがり、 作者の状況を対象を使用されたがり、 作者の状況を対象を使用されたがり、 できまままままままままままままままままままままままままままままままままままま
3. 上記2の) (当面の子) 3.通酬[月 3.通酬[月 4. 週酬[月 (1) / 4. を歩い (1) / 4. その (1) / 4. その (2) / 4. その (1) / 4. その	音響が必定期間に 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ	要な期のを付 月月 - 月月 - 月月 - 月月 - 月月 - 日本境」の記 の配	関けてください。) 日3 日3 日) 日) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4. モの (機能) 対域中 対域中 (対域中 でんための)	他の指導事項 が必要である連合は〇を付けてください。」 の連数線和の指置 の体帯に関する措置 に連続期の混模状況をび指揮組織の状況にかんがみ、作業 指置 申請書
3. 上記2の) (当面の子) 3.通酬[月 3.通酬[月 4. 週酬[月 (1) / 4. を歩い (1) / 4. その (1) / 4. その (2) / 4. その (1) / 4. その	音響が必定期間に 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ	要な期のを付 月月 - 月月 - 月月 - 月月 - 月月 - 日本境」の記 の配	関 けてください。) 日) 日))) 技術中の連動機和の 技術中の体験に関 をご配入下さい。	4. モの (機能) 対域中 対域中 (対域中 でんための)	他の指導事項 が必要である連合は〇を付けてください。」 の連数線和の指置 の体帯に関する措置 に連続期の混模状況をび指揮組織の状況にかんがみ、作業 指置 申請書
3. 上記2の) (当面の子) 3.通酬[月 3.通酬[月 4. 週酬[月 (1) / 4. を歩い (1) / 4. その (1) / 4. その (2) / 4. その (1) / 4. その	音響が必定期間に 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ	要な期のを付 月月 - 月月 - 月月 - 月月 - 月月 - 日本境」の記 の配	関けてください。) 日3 日3 日) 日) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4. モの (機能) 対域中 対域中 (対域中 でんための)	他の指導事項 が必要である連合は〇を付けてください。」 の連数線和の指置 の体帯に関する措置 に連続期の混模状況をび指揮組織の状況にかんがみ、作業 指置 申請書
3. 上記2の) (当面防-) (当面防-) (当面防-) (当面防-) (当面防-) (相助防-) (相助防-) (地方・)	音響が必定期間に 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ 日 つ	要な報信・月月月 - 月月 - 月月 の おりゅう の おり	関けてください。)日 日 日))) ドアル、 分類中の連動機能に対してあります。 大学の人でおい、 指導事項をで	4. モの (機能) 対域中 対域中 (対域中 でんための)	他の指導事項 が必要である連合は〇を付けてください。」 の連数線和の指置 の体帯に関する措置 に連続期の混模状況をび指揮組織の状況にかんがみ、作業 指置 申請書

- 男女雇用機会均等法により、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由と する解雇等不利益取扱いは禁止されています。
- また、職場におけるいわゆるマタニティハラスメントには、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の御相談は、以下へお願いします。



厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部(室) https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf